

3 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月6日

委員長

委員会を再開する。

これより、付託案件の審査を行う。

本委員会に付託されている案件は、議請第2号「政務活動費での海外視察の中止を求める請願」の請願1件である。

議請第2号を議題とする。

これより、議請第2号の審査を行う。何か発言はあるか。

鈴木委員

本請願について不採択とする立場から意見を申し上げる。

現在、社会全体のグローバル化が進む中で、国のみならず地方自治体が諸外国と、経済交流、文化交流を行う機会が急速に増えており、その中で議会の果たす役割と能力は、非常に高いものが求められている。

したがって、議員は積極的に国際現場に足を運び、議会活動の実を上げていかねばならぬと考える。

ところで、政務活動費制度は、地方議会の審議能力の強化や議員の活動の活性化を図るため、政策立案活動や調査研究活動など議員の活動の基盤を強化する観点から、地方自治法に制度化されたものである。

政務活動費を使用すべき議員の活動については、明らかに合理性がないと認められる場合を除いて、党派及び議員の合理的判断に基づく自由な裁量により決定し得るべきものとする。

本請願は「政務活動費による海外視察が許される道理はない」とし、政務活動費による海外視察の中止を求めています。これでは、まさにグローバル社会での議会の活動を自ら否定し、放棄するものと言わざるを得ない。

よって、本請願は不採択とすることが妥当であると考える。

村岡正嗣委員

採択すべきと考える。

鈴木委員の海外視察の意義、必要性については、否定するものではないし、全面的になんでも海外視察が悪いという立場ではないが、この請願者の趣旨については、十分賛成できる内容だと思うので、採択すべきものとする。

木村委員

本請願に対して不採択の立場で発言する。

視察は議員活動で大変有効である。国際化が進む中で、海外を訪問して、直接現場で経験することは有益であり、現場に行かなければ分からないこともある。海外を知り、それを県政に生かすことも議員の責務の一つである。

本請願に出ている2012年度の海外視察は、費用面においても政務活動の部分とその他の部分はしっかり按分しており、妥当であるとする。要は、政務活動費を使って視察したその成果をしっかりと出すことが重要であり、今後さらに国際化が進む中、積極的に活動するべきであるとする。海外だから駄目という本請願はいささか乱暴であるとする。よって、本請願に反対する。

委員長

ほかに発言がないので、これより、議請第2号について採決を行う。

議請第2号について、採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求める。

(起立少数)

(賛) 村岡委員

(否) 石井副委員長、塩野副委員長、斎藤委員、岩崎委員、宮崎委員、小島委員、鈴木委員、長峰委員、野本委員、高木委員、山本委員、木村委員、萩原委員、中屋敷委員、石田委員

起立少数である。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定した。

なお、不採択理由については、正副委員長に御一任願う。

了 承

以上で、付託案件の審査は終了した。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願う。

了 承

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、3月11日（火）の本会議休憩中とすることによいか。

了 承

おおむね、11時15分を目途に開会したいと考えている。

以上で、本日の日程は全て終了した。

委員会を散会する。